

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (骨子案)

1 条例制定の背景・目的等

国内においては、地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制、環境への負荷の少ない循環型社会構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、2012年7月(平成24年7月)に固定価格買取制度(FIT制度)が導入され、太陽光発電等を中心とする再生可能エネルギー発電事業の普及が全国的に進んでいる状況にあります。

「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)」: 経済産業省が2012年7月に示した制度であり、再生可能エネルギーから作られた電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度です。FIT制度の対象となる再生可能エネルギーは「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5発電となります。

その一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、大規模な森林伐採や土地造成等による土砂流出や濁水の発生、景観への阻害、動植物の生息・生育環境の悪化及び地域住民への事業に関する説明不足等のトラブル発生などが全国的な問題となっています。

本町においても、再生可能エネルギー発電事業が地域との共生のなかで、町民の安全で安心な生活環境を確保しながら良好な自然環境、景観の保全との調和を図り、推進できるルールづくりが求められています。

このことから、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、本町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に本条例を制定するものです。

●全国的な「再生可能エネルギー発電設備の規制等に関する条例」の制定状況等 ～平成26年から令和4年9月末における条例制定：208条例～

- ・都道府県条例6条例(兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県)
- ・市町村条例202条例【うち北海道10条例(古平町、厚真町、浜中町、安平町、ニセコ町、長沼町、羽幌町、えりも町、鶴居村、斜里町)】
- ・太陽光発電設備のみを規制対象とする条例 111 条例
- ・太陽光発電設備を含む風力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギー発電設備を規制対象とする条例 97 条例

●白老町の再生可能エネルギー発電設備設置状況等 (令和4年3月末経済産業省認定件数)

- ・太陽光発電設備 299 施設 (10KW 以上 229 施設、10KW 未満 70 施設)
- ・風力発電設備 1 施設 (20KW 未満 1 施設) 計 300 施設

2 条例の概要

●条例名

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）

（1）目的【第1条】

この条例は、白老町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

※再生可能エネルギー発電事業の実施により、地域との共生のなかで自然環境、景観及び生活環境に影響を与えないよう一定のルールを定め、健全な再生可能エネルギー発電事業の促進を図ることが本条例の目的となります。

（2）基本理念【第2条】

- ①再生可能エネルギー発電事業を促進するにあたり、町の基本姿勢を示します。
- ②町民その他地域の関係者の理解や地域の活力向上など地域への貢献が重要であること、町の自然環境、景観及び生活環境への配慮等を規定します。

（3）定義【第3条】

- ①再生可能エネルギー発電設備：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備」と定義
- ②再生可能エネルギー発電事業：「再生可能エネルギー発電設備の設置及び当該設備による発電を行う事業」と定義
- ③事業区域：再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域
- ④事業者：再生可能エネルギー発電事業を行う者
- ⑤土地所有者等：事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者
- ⑥周辺関係者：再生可能エネルギー事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者（事業区域に隣接する区域に居住している者、事業区域に隣接する区域に土地又は建築物を所有している者等）

（4）責務【第4条、第5条、第6条、第7条】

- ①白老町：本条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を行います。
- ②事業者：関係法令及び本条例を遵守し、災害の防止及び自然環境、景観及び生活環境への配慮、周辺関係者と良好な関係を維持するほか、発電事業期間中の適切な管理を求めます。

- ③土地所有者等：自然環境や景観への影響、災害若しくは生活環境への被害等が発生しないよう適正な管理を求めます。
- ④町民：本条例の目的、基本理念で定めた内容への理解と協力を求めています。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の設置を禁止する区域【第8条、第9条】

災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、禁止区域を設定します。

- ①地すべり防止区域
- ②急傾斜地崩壊危険区域
- ③土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ④保安林区域
- ⑤砂防指定地
- ⑥文化財保護法に基づく埋蔵文化財の包蔵地域
- ⑦国立公園指定区域
- ⑧前各号で掲げるもののほか、規則で定める区域

※【環境省の「生物多様性の観点から重要性の高い湿地（略称：日本の重要湿地）」に選定されているヨコスト湿原とその上流区域及びホロホロ湿原】、【林野庁の「レクリエーションの森」に設定されているポロト自然休養林及びその周辺区域】、【支笏洞爺国立公園特別区域にある倶多楽湖及びその周辺区域】を規則で定めます。

(6) 適用を受ける事業【第10条】

本条例の規定は、**発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する**ものと設定します。

(7) 事業計画の事前協議【第11条】

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするとき（第13条第1項の規定による届出を要する場合）は、**再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画**（以下「事業計画」という。）について町との事前協議を要します。

(8) 周辺関係者への説明の義務付け【第12条】

施設の設置前に周辺関係者への説明会等の開催を義務付け、また、周辺関係者の理解を得る努力を求めます。

(9) 届出等の手続きの流れ【第13条、第14条、第15条、第19条】

- ①第13条：事業計画の届出（着手する60日前までに必要書類の届出を求める）
- ②第14条：協定の締結（第13条の届出受理後に必要に応じて町及び事業者の2者もしくは、町内会等を含めた協定の締結を行うことができる。
- ③第15条：工事完了の届出

④第 19 条：事業廃止の届出（事業廃止の場合は 30 日以内に解体、撤去を行い
処分完了後廃止届の提出を求めます。）

(10) 標識の掲示【第 16 条】

事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置が完了した日から、撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識の設置を求めます。

(11) 維持管理に関する報告等【第 17 条】

- ①事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業を実施している期間中、常に発電設備及び事業区域内を安全かつ良好な状態となるよう維持管理を適切に行うよう求めます。
- ②事業者に対し、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、毎年度 1 回町長への報告を求めます。

(12) 再生可能エネルギー発電事業の承継【第 18 条】

地位の承継（事業者から相続、売買、合併又は分割による地位の承継を受けた者）の届出（承継した日から起算して 14 日以内に届出の提出を求めます。）

(13) 報告の徴収及び立入調査【第 20 条・第 21 条】

町が必要と認めるときは、町への報告又は資料の提出及び立入調査の権利を付与します。

(14) 指導、助言及び勧告【第 22 条】

町は、事業者及び土地所有者等に対し、指導、助言を行うことができるほか、是正が必要な場合は勧告を行うことができるものとします。

(15) 公表【第 23 条】

事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができるものとします。公表にあたっては、事前に事業者が町に意見を述べる機会を設けます。

(16) 委任【第 24 条】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(17) 施行期日等

本条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(18) 経過措置

- ① 条例施行日以後に設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用します。
- ② 「維持管理、廃止の届出、報告の徴収、立入調査、指導、助言及び勧告、公表」については、再生可能エネルギー発電設備の設置、設置工事に着手した時期にかかわらず本条例を適用します。
- ③ 条例施行以前から設置、若しくは着手している発電設備についても、増設若しくは更新する場合は、本条例を適用します。
- ④ 本条例の届出に係る手続きについては、条例施行前においても可能とします。

※手続きの流れ（案）

再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、次の手続きが義務付けられます。（●は条例に基づく手続き）

●事業計画の事前協議

再生可能エネルギー発電事業を行う場合、「再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（事業計画）」について町と事前協議を要する。

●周辺関係者への説明

届出を行う前に必ず説明会を開催するなど、周辺関係者等の理解を得るよう努める。



●届 出

設置工事に着手しようとする60日前までに、必要書類を添えて届出する。

- ・事業者の住所氏名
- ・着工、完了予定年月日
- ・事業区域の所在地、面積、完了時の土地の形状
- ・再生可能エネルギー発電設備の種別、規模及び発電出力
- ・維持管理計画
- ・周辺関係者への説明結果 など

↓（工事着手）

●工事完了の届出

完了届に工事写真等を添えて届出する。

↓（運転開始）（標識の掲示）

●適切な維持管理、報告（事業者）

事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理を実施する。（毎年度1回の報告）

↓（地位の承継）承継した日から起算して14日以内に届出する

●事業廃止の届出

事業を廃止（終了）しようとするときは、30日前までに届出を実施する。



●撤去、処分完了の届出

30日以内に設備を適正に処分し、撤去後30日以内に届出する。

※町長が必要に応じて行う措置

- 指導・助言
- 報告の徴収
- 立入調査等

- ・指導、助言に従わない
- ・虚偽の手続き等

- ・勧告に従わない

●勧告

●公表